

農林水産業振興補助について

★村では、農林水産業の振興を目的に農業経営の安定と効率化を図るため、下記に係る事業に対して事業費の一部を補助しています。補助金交付には一定の条件がありますので、詳しくは役場農林水産課までお問合せください

資材購入後の申請は受け付けておりません。補助を希望する方は、事前に申請をお願いします。

【対象者】

東村内に住所を有し、農業経営等を営む農林水産物の販売農家であり、農林水産業の振興に意欲があると村長が認める者で、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 村内に所有又は借り受けている土地がある者
- ② 主たる事業所を村内に有し、全ての役員が村内に住所を有する者で構成された農業生産法人
- ③ 国頭漁業協同組合の正組合員、準組合員及び支部員
- ④ 東村農業員会の農家台帳に登録がある者

※新規就農認定者については、認定を受けた日から2年間は農産物の販売実績を問わない。

※補助対象地域は、東村内です。

【各種補助率】

	一般個人 ・法人	人・農地 プラン	認定 農業者
有害鳥獣施設事業 (イノ垣設置※1・防鳥ネット設置等にかかる資材費に対して)	50%	50%	50%
土づくり推進 ※2	堆肥 (肥料法で届出のある堆肥。牛糞、豚糞、鶏糞。堆肥に分類されるものに限る。)	50%	50%
	化学肥料等 (肥料法で登録や届出があり普通肥料に分類されるもの。)	25%	25%
	その他 (肥料法で届出のある特殊肥料、混合特殊肥料)(米ぬか等)	25%	25%
農業関係 (病虫害防除農薬、除草剤) ※2	15%	15%	15%
農林業施設 (ハウス施設、農業用水施設等)	20%	25%	30%
うち、ハウス施設長寿命化事業及び自動巻上機	50%	50%	50%
優良農機具 ※3	15%	20%	25%
うち、動力噴霧器	20%	25%	30%
防風林 (100本以上一括購入)	75%	75%	75%
水産業施設 (漁船、漁具、科学装備、機器等) ※4	15%		

※1 イノ垣を設置する方は**赤土流出防止対策**を講じてください。

※2 JA東支店以外での購入も該当します。

※3 農業機械販売業者が販売する**50万円以上の中古農機具**も該当します。

※4 船舶販売業者が販売する**200万円以上の中古船**も該当します。

※5 **令和7年3月31日までに事業が完了できなければ、補助金が決定していても補助金の支払いができません。** (事業の取り下げ手続きを行う必要があります。)

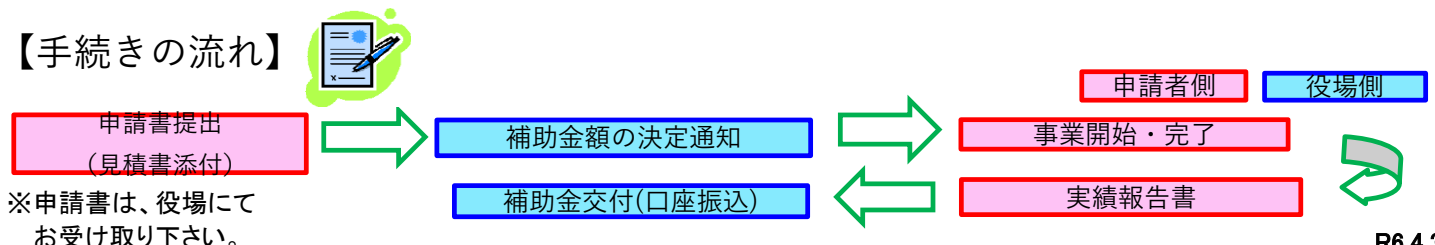
※6 **化学肥料10%上乘せ補助は令和6年3月31日をもって終了しました。**

【補助金最高限度額】

	個人経営体	法人経営体
各事業ごと	30万円	60万円
ハウス施設長寿命化事業	50万円	60万円



【手続きの流れ】



R6.4.3

【お問合せ先】 東村役場 農林水産課 担当：津波・宇良 TEL 43-2208